

令和7年度山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、県産農林水産物を使用した加工食品の新商品開発、既存商品のブラッシュアップに向けた取組みへの支援により、本県の県産農林水産物を活用した商品開発の促進を図るため、別表に掲げる事業実施主体が加工食品開発等を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内で事業実施主体に対し補助金を交付する。

（事業実施主体等）

第2条 事業実施主体は、別表に掲げるとおりとする。

（補助対象事業の要件）

第3条 県産農林水産物を使用した商品開発の実施に当たっては、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）原材料に県産農林水産物（農林漁業者にあつては、事業実施主体が自ら生産した農林水産物等）を使用し、県産農林水産物の使用量増加に資する商品を令和8年2月末までに商品化（試作品の完成）すること。
- （2）商品の最終製造（事業実施主体が卸売業者又は小売業者（以下「販売業者」という。）の場合は、商品の委託製造）は県内で行うものであること。
- （3）農林漁業者にあつては、補助対象事業完了後3年目（令和8年度を1年目とする。次号において同じ。）の事業対象商品の販売額が、現状と比較し1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- （4）食品製造業者及び販売業者にあつては、補助対象事業完了後3年目の事業対象商品の販売額が、2年目の販売額の1.2倍以上になる販売計画を策定すること。
- （5）商品完成後、知事が別に指定するコンテストに出展すること。
- （6）新商品開発等に必要な許可等を取得し、製造・販売をしていること。
- （7）申請前に令和7年度山形県地域型食品企業等連携促進事業における地域コンソーシアムに参画し、コンソーシアムで開催される研修会、専門部会及び相談会への参加を通して食品企業等と交流を図るとともに必要な助言・指導を受け、事業計画の改善を図ること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。なお、補助対象経費は、交付決定日以降に要する経費とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業計画書（別記様式第1号）
- （2）収支予算書（別記様式第2号）

2 事業実施主体は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消

費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、事業実施主体に通知するものとする。

2 知事は、前項に定める交付の決定を行うに当たっては、前条第2項の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書に基づく交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7条 規則第7条第1項第1号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- （1）事業実施主体の変更
- （2）事業費の増
- （3）事業費の30%を超える減
- （4）その他知事が認める内容

2 規則第7条第1項第1号に定める知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号に定める補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定に定める知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。

5 規則第7条第2項に規定する条件は、次のとおりとする。

- （1）規則第21条に規定する帳簿及び証拠書類を令和8年度から起算して5年間保管しておかなければならない。
- （2）この補助金に係る補助の交付と対象経費を重複して、他の国又は県の補助金等の交付を受けてはならない。

（実績報告）

第8条 補助対象事業の実施期限は、令和8年2月27日までとし、規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了の日から起算して20日を経過する日又は令和8年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- （1）事業実績書（別記様式第1号）
- （2）収支精算書（別記様式第2号）

(3) 補助対象経費の支出を証する書類（契約書、帳簿、通帳、領収書等）の写し

(4) 事業実施の内容及び成果（開発商品等）がわかる資料、パンフレット、写真等

2 前項の実績報告書を提出するに当たって、第5条第2項ただし書の交付の申請をした事業実施主体は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第5条第2項ただし書の交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定に基づき減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等仕入控除税額報告書（別記様式第6号）を用いて速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 事業実施主体は、概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第7号）を提出しなければならない。

（実施後状況報告）

第10条 事業実施主体は、補助対象事業実施後の状況について、事業実施後状況報告書（別記様式第8号）を用いて令和8年度から3年間報告しなければならない。

2 前項の報告書は、毎年度2月末までに提出するものとする。

3 知事は、前項の報告書の提出を受けたときは、第6条第1項に基づき承認した事業計画書に照らして、事業の達成度等の評価を行い、必要に応じ事業実施主体を指導するものとする。

（書類の提出）

第11条 この補助金に関して知事に提出する書類の提出先は、農林水産部農産物販路開拓・輸出推進課とする。

附 則

この要綱は、令和7年6月30日から施行する。

別表

事業実施主体	補助対象経費	補助金の額
事業実施主体は、県内に主たる事業所を有する事業者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、過去３年間に２回以上山形のうまいもの商品開発支援事業費補助金又は山形県県産米粉を使用した商品開発支援事業費補助金の交付決定を受けた事業者を除く。 (1) 農林漁業者（農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含む。）） (2) 上記(1)又は(1)の委託を受けて一次加工を行う食品製造業者と連携する食品製造業者 (3) 上記(1)又は(2)と連携する販売業者	補助対象経費は、以下に掲げるものとする。 1 研修費 謝金、旅費、会場使用料、資料印刷費、通信運搬費、消耗品費 2 調査検討費 市場調査費（市場調査に係る公共交通機関の利用料金、宿泊費等、他社商品購入費、市場調査のための試作品原材料費等、市場調査を委託する場合の費用等）、通信運搬費、消耗品費、研修受講費 3 新商品開発費・既存商品改良費 技術指導費、委託加工費、原材料費、パッケージ等デザイン費（試作パッケージ用の包材費、版代、型代等を含む。）、成分分析等検査費、製造機器等レンタル・リース料、通信運搬費、消耗品費（試作品に係る費用に限る。） 4 その他、知事が必要と認めたもの	予算の範囲内で補助対象経費の２分の１に相当する額又は50万円（補助事業が既存商品のパッケージの改良のみの場合は、20万円）のいずれか低い額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。）